

# トビラフォン利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、本サービスの提供条件、トビラシステムズ株式会社（以下「当社」といいます。）と会員との間の権利義務関係、及び当社と会員その他の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

本規約は、当社ウェブサイト（<https://tobilaphone.com/terms/>）でも閲覧することができます。

## 第1条（規約の適用範囲及び変更）

1. 本規約は、当社が提供する本サービスを利用する会員、当社及び会員以外の第三者の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と会員との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとし、ます。
2. 当社は、本規約を変更することがあります。当社は、本規約の変更を行う場合、変更後の本規約の効力発生時期を定め、会員に対し、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生日を当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により告知します。
3. 前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は会員が解約の手続きをとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

## 第2条（定義）

1. 「トビラフォン」とは、電話機に接続する機器であって、電話機に着信した電話番号が、会員自身が着信を拒否する旨指定した電話番号か又は迷惑電話データベースに登録されている電話番号かを判断し、この判断に応じて当該電話番号の安全度が表示され、会員が自己の判断において当該電話番号からの着信を許可するか拒否するかを選択できる機能を有する機器をいいます。なお、「トビラフォン」は当社の登録商標です。
2. 「本サービス」とは、トビラフォンに着信した電話番号が迷惑電話データベースに登録されている迷惑電話であるかの判断結果を当社が提供するサービスをいいます。
3. 「迷惑電話」とは、振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切りその他の電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える結果となる可能性がある電話をいいます。
4. 「ログ項目データ」とは、以下の各号の迷惑電話データベースの作製及び更新に用いられるデータ並びに本サービスの提供に必要なデータをいいます。
  - (1) トビラフォン又はトビラフォンと類似の機能を有する当社所定の機器において「拒否」が選択され又は「許可」が選択された回数及び日時
  - (2) トビラフォン又はトビラフォンと類似の機能を有する当社所定の機器が接続された電話機における着信件数、着信日時、発信者番号、通話時間（迷惑電話番号からの着信の場合を含むがこれに限られません。）及び迷惑電話データベースによる発信者番号の判定結果
  - (3) トビラフォン又はトビラフォンと類似の機能を有する当社所定の機器の端末識別ID
  - (4) トビラフォン又はトビラフォンと類似の機能を有する当社所定の機器に登録又は設定した着信時の動作設定の設定値及び設定日時並びに電話番号、名前、フリガナ及びメールアドレス
  - (5) トビラフォン又はトビラフォンと類似の機能を有する当社所定の機器が接続された電話機の発信者番号
5. 「迷惑電話データベース」とは、当社が管理するデータベースであって、会員又は第三者から提供されたログ項目データに基づいて当社が作製したデータベースをいい、逐次蓄積されるログ項目データに基づいてその内容が更新されていくものをいいます。

6. 「一次データ」とは、会員から当社に提供されるログ項目データをいいます。
7. 「会員」とは、本サービスの提供契約を締結して本サービスの提供を受ける者をいいます。
8. 「本サービスの提供契約」とは、本規約に従い、本サービスの提供を受ける旨の契約をいいます。

### 第3条（本サービスの利用について）

1. 本サービスの利用には各電話会社の発信者番号通知サービス（ナンバーディスプレイ等）への加入が別途必要となります。
2. ビジネスフォン、ホームテレホン、ドアホン、ホームセキュリティ等の一部の接続環境又は電話回線環境又は電話機器によっては、本サービスをご利用いただけない場合があります。

### 第4条（本サービスの提供契約の成立及び終了）

1. 会員になろうとする者による本サービスの提供契約の申込みは、予め以下の事項を確認し同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
  - (1) 本規約が本サービスの提供契約の内容となること。
  - (2) 迷惑電話データベースの提供を受けることにより、迷惑電話として会員が積極的に拒否したいと考える電話番号のみではなく、迷惑電話データベースにより迷惑電話と判断された他の電話番号（例えば営業や勧誘の電話）も迷惑電話として会員に通知・提供されること。
  - (3) 迷惑電話として表示された電話番号に出るか否かの最終的な選択権は会員にあること。
2. 会員の、トビラフォンを使用した本サービスの利用開始は、同時に本規約への同意となり、かつ、利用開始により、会員と当社との間に本サービスの提供契約が成立し、効力を生じるものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が会員に対しトビラフォンを発送したにもかかわらず会員が迷惑電話データベースへ接続せず、発送日から起算して2年を経過した場合、当社と会員との間に本サービスの提供契約は成立しないものとします。
4. 本サービスの提供契約の有効期間は第6条に定める課金開始月を含めた12ヶ月間とします。ただし、有効期間満了日までに会員から次項に定める方法による解約の申し出がない限り本サービスの提供契約は自動的に同一内容にて12ヶ月間延長されるものとし、以降も同様とします。
5. 会員が本サービスの提供契約の解約をしようとする場合、当社が定める解約方法に従い解約することができます。当社は、事前に会員に通知することを条件として、会員と締結した本サービスの提供契約を解約することができるものとします。
6. 前項の定めにかかわらず、本サービスの利用料金については、本サービスの提供契約の終了日が属する月の月末まで発生するものとします。
7. 以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、本サービスの提供契約は当然に終了するものとします。
  - (1) 会員が、第12条1項各号の行為をなすか、第23条1項各号の者に該当した場合
  - (2) 本規約が会員に適用される時点において当社が会員に提供しているいずれかのサービスの種類の変更（但し、本条第8項による場合を除きます。）もしくは本サービスの提供を当社が終了した場合
  - (3) 会員が本規約に基づき複数のトビラフォンを利用し、複数の本サービスの提供契約を締結しているときで、会員がその一部のトビラフォンに関する本サービスの提供契約について本条第5項に従って解約をした場合
8. 会員が利用している本サービスのアップグレードを希望した場合、当社は本サービスのアップグレードをすることがあります。この場合、会員は当社が別途定めるアップ

グレードに必要な初期費用を支払うものとし、また、アップグレード後の本サービスの利用料金が従前と異なる場合、アップグレードされたサービスが利用可能となった日が属する月から当該料金が適用され、利用料金の日割り計算はしないものとします。本項に基づくアップグレードが行われた場合でも、当社が別途定める場合を除き、上記のアップグレードに必要な初期費用及び本サービスの利用料金の変更を除くほか、従前の本サービスの提供契約の条件に変更はないものとします。

#### 第5条（料金等）

1. トビラフォンの購入代金及び本サービスの1ヶ月あたりの利用料金は、当社が別途規定するものとし、会員は本条及び次条の規定に基づき所定の金額を支払うものとします。
2. 会員は次条に定める課金開始月を含む12ヶ月分の利用料金を本サービスの利用開始まで一括で支払うものとします。
3. 会員は前条第4項に定める本サービスの提供契約の有効期間満了日までにその後の12ヶ月分の利用料金を一括で支払うものとします。
4. 本条に基づき当社が受領した本サービスの利用料金は当社が別途定める場合を除き、本サービスの提供契約が有効期間満了日前に終了した場合においても返還されないものとします。
5. 利用料金の支払い方法については、当社が別途規定する方法によるものとします。
6. 本条の定めにかかわらず、課金開始月から一定期間の本サービスの利用料金をトビラフォンの購入代金に含める等の施策を当社が行った場合には当該施策の内容が優先するものとします。

#### 第6条（課金開始月）

本サービスの利用料金は、会員がトビラフォンを設置し、トビラフォンを用いて最初に迷惑電話データベースに接続した日が属する月（以下「課金開始月」といいます。）から発生するものとし、利用料金の日割り計算はしないものとします。

#### 第7条（ファームウェアのバージョンの更新、本サービスの停止等）

1. 当社は、本サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のトビラフォンの規格、仕様等の変更及びファームウェアのバージョンの更新等を行う場合があります。
2. 当社は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、会員に対して事前の通知をすることなく、本サービスの利用を一時的に中断又は停止する場合があります。
  - (1) 迷惑電話データベース又はシステムの保守、システム障害対応、天災等の不可抗力、その他技術上の理由により本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
  - (2) 本サービスの変更、機能拡張等を行う場合
  - (3) その他、当社が停止又は中断を必要と合理的に判断したとき

#### 第8条（支払受領の第三者委託）

当社は、第5条に定める利用料金並びに第13条1項及びその他本規約に基づく会員に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。

#### 第9条（返金）

会員が本規約に基づき、本サービスの提供契約を自ら解約した場合、当社が会員より受領した本サービスの利用料金は当社が別途定める場合を除き、返還されないものとします。

#### 第10条（パスワード及びユーザーIDの管理）

1. 会員は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 会員のパスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第11条（一次データの取り扱い）

1. 会員は、当社に一次データを提供することにあらかじめ同意するものとします。当社は、提供を受けた一次データを本サービス及び当社が提供するすべての迷惑電話データベースの提供サービスの目的で使用します。
2. 一次データに関する知的財産権を含めた全ての権利は、会員が当社に一次データを提供した時点で、会員から当社に譲渡されたものとします。

## 第12条（会員の義務）

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
  - (2) 当社、本サービスの他の会員又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
  - (3) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
  - (4) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - (5) 当社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
  - (6) 第三者になりすます行為
  - (7) 本サービスの他の会員のID又はパスワードを利用する行為
  - (8) 当社が事前に許諾しない本サービスの宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
  - (9) 本サービスの他の会員の情報の収集
  - (10) 迷惑電話データベースのデータを抜き出す行為
  - (11) 迷惑電話データベースのデータの解析行為
  - (12) 迷惑電話データベースのデータの改変行為
  - (13) その他迷惑電話データベースの提供サービスの正常な提供を妨害するようないかなる行為
  - (14) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者をいいます。以下同じ。）への利益供与
  - (15) トビラフォンの分解、解析、改造、改変等
  - (16) 本規約又は本サービスの提供契約外の不正使用
  - (17) 取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (18) トビラフォンの日本国外への持ち出し
  - (19) 架空の電話番号の登録
  - (20) 当社、本サービスの他の会員、又はその他の第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
  - (21) 上記各号の他、法令もしくは本規約に違反する行為、または公序良俗に違反する行為
  - (22) 上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
  - (23) 上記各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
  - (24) その他前各号に準ずる程度に不適当な行為として、当社が客観的な理由により合理的に判断した行為

## 第13条（故障等）

1. 会員の責めに帰すべき事由によらずして、会員が利用するトビラフォンが正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当社から会員に当該トビラフォンを発送した日の4日後から1年間に限り無償で当該トビラフォンを正常なトビラフォンと取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じたトビラフォンを当社が

指定する場所に送付するものとします。トビラフォンの故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、当社は、有償にて修理または交換等の対応をします。

2. トビラフォンの故障等に関し、当社は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. トビラフォンの故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、当社が別途定める「修理、交換または部品交換の費用に関する定めに基づく料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。
4. 本条に基づく取替えについて、当社は、当社が選定する同等程度の機能を有する製品（再調整品および類似の製品を含みます）との取り替えにより対応することができるものとし、会員は同意するものとします。

#### **第14条（権利の帰属）**

本サービスに関する知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用の許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部又は一部の譲渡又は移転を意味するものではありません。

#### **第15条（本サービスの内容の変更、終了）**

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき会員その他の第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### **第16条（個人情報等の保護）**

1. 会員その他の本サービスの利用者の個人情報（一次データについては第11条によります。本項において以下同じ。）の収集、利用、提供、及び公表等については、別途規定する当社プライバシーポリシー（<https://tobila.com/privacy/>）及び個人情報の取り扱い（[https://tobila.com/privacy\\_guideline/](https://tobila.com/privacy_guideline/)）の定めによるものとし、本サービス利用者はこのプライバシーポリシー及び個人情報の取り扱いに従って当社が本サービス利用者の個人情報を取扱うことに同意するものとします。
2. 当社は、会員より提供された情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとします。

#### **第17条（通知／連絡）**

本サービスに関する問い合わせその他会員から当社に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

#### **第18条（秘密保持）**

会員は、本サービスに関連して当社が会員に対して秘密に取り扱うことを定めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

#### **第19条（会員情報の変更）**

1. 会員は、当社に登録した事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。
2. 会員が、本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより不利益を被った場合には、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### **第20条（譲渡等）**

1. 会員は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は予めこれを承諾するものとします。
3. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。
4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

## 第21条（暴排条項）

1. 会員は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団構成員、準構成員
  - (3) 暴力団関係企業
  - (4) その他反社会的な行為や反社会的な行為により利益を得ることを目的とする個人及びその構成員
2. 当社は、会員が前項(1)～(4)のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、また何らの責任を負うことなく、会員に対する本サービスの全部又は一部の停止及び本サービスの提供契約の解除をすることができるものとし、会員はこれに対して異議を申し立てないものとします。この場合、会員は当社に生じた損害を全て賠償する責めに任ずるものとします。

## 第22条（セキュリティ）

当社では、当社から会員に送付するメールに、ウィルスファイルが添付されないように細心の注意を払っています。ただし、差出人を偽る等により、当社からの連絡と見せかけるウィルスメールが送られる場合がありますので、たとえ当社からのメールであっても、不審なメールの場合には、開封なさないようにして下さい。また、このような場合には、当社までご連絡いただきますようお願い致します。

## 第23条（解約・サービスの提供の停止）

1. 当社は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなくかつ何らの責任を負うことなく、本サービスの提供契約を解除できるものとします。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 第12条1項各号に該当する行為をした場合
  - (3) 本サービスの利用料金の支払いをしない場合
  - (4) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (5) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
  - (6) 会員が存在しない場合
  - (7) 会員について、仮差押、差押、競売、破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があった場合、又は、公租公課等の滞納による処分を受けた場合
  - (8) 自ら又は第三者を利用して、次の(i)から(v)のいずれかに該当する行為を行ったとき
    - (i) 暴力的な要求行為
    - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - (v) その他、(i)から(iv)のいずれかに準ずる行為
  - (9) 会員の粗暴な言動や不誠実な対応等の結果、当社と会員の間の信頼関係の維持が困

- 難であると客観的な理由により当社が合理的に判断した場合  
(10)その他、当社が、前号に準ずる事由があり会員が本サービスの利用を継続することを適当でないと客観的な理由により合理的に判断した場合
2. 会員が前項各号に該当する場合、会員は当社からの通知を要することなく直ちに期限の利益を喪失するものとします。
  3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。
  4. 会員が本条第1項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は会員に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第24条（自己責任の原則）

1. トビラフォンはすべての迷惑電話の着信拒否を保証するものではありません。会員は自己の責任において、入電した電話番号に対応するか否かを自ら判断するものとします。
2. 会員は、本サービスにおいて拒否した迷惑電話の発信元その他の第三者との間で生じた問題につき一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 前3項の他、会員は、本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第25条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、迷惑電話データベースの内容についての正確性、妥当性、適切性その他全ての事項につき一切保証はしません。
2. 当社は、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、会員による本サービスの利用が会員に適用のある法令等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、一切保証はしません。
3. 本サービスに関連して、会員同士、又は会員と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負いません。
4. 会員の本規約の違反又は本サービスの利用に関連して、当社が損害を被った場合には、会員は当社に対して当該損害の全額を賠償する責任を負うものとします。
5. 当社は、当社の行為により会員に損害が生じた場合、本規約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。ただし、当社に帰責性が無い場合は、一切の責任を負いません。
  - (1) 会員が法人である場合又は個人が事業として若しくは事業のために本サービスを利用する場合
    - ア 当社の故意又は重過失による場合：現実かつ直接に発生した通常損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除きます。）の範囲内とし、かつ、会員が当社に支払った直近1年間の対価の金額を上限とする
    - イ 当社の軽過失による場合：免責
  - (2) 会員が(1)以外である場合
    - ア 当社の故意又は重過失による場合：当該損害の全額
    - イ 当社の軽過失による場合：現実かつ直接に発生した通常損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除きます。）の範囲内とし、かつ、会員が当社に支払った直近1年間の対価の金額を上限とする

#### 第26条（損害賠償）

会員が本規約に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、会員は当社に対して当該損害の全額を賠償する責任を負うものとします。

#### 第27条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行

不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### **第28条（不可抗力）**

当社は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府、地方公共団体の命令規制、法令の改正など当社の責めに帰すことのできない事情（以下、「不可抗力」という。）により本サービスの全部または一部が提供不能または提供が遅滞となった場合、又は当社のその他の債務が履行不能な場合、会員に対しその責任を負わないものとします。

### **第29条（誠実協議義務）**

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、当社と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

### **第30条（準拠法、管轄裁判所）**

1. 本規約及び本サービスの提供契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は本サービスの提供契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所にします。

トビラシステムズ株式会社

2015年 9月 1日 制定  
2016年 6月 1日 改定  
2018年10月26日 改定  
2019年 9月 6日 改定  
2024年 7月 1日 改定